

第15章 公害モニター制度

1 制度の趣旨

複雑多岐にわたる公害に対処し、地域住民の意向を公害行政に反映させるための施策の一環として、昭和44年11月に大阪府公害モニター制度を発足させたが、その概要は次のとおりである。

(1) 公害モニター設置年月日

昭和44年11月1日

(2) 公害モニター設置基準

府下全体として280名程度（公立中学校区単位に各1名づつ）

(3) 公害モニターの選出方法

原則として、学校薬剤師であって、大阪府薬剤師会会長から推せんを受けた者

(4) 公害モニターの任期

毎年4月1日～翌年3月31日（ただし、昭和46年度は6月1日～3月31日）

2 活動状況

昭和46年度における公害モニター（274名）の活動状況は次のとおりである。

(1) 担当地区における公害発生状況の報告

公害発生状況の報告は、総数736件であり、公害種別内訳は騒音・振動関係269件、大気汚染関係226件、水質汚濁関係108件、悪臭関係42件、その他91件の順となっている。

本府においては、これらの報告に基づき関係機関と協力しその処理を推進した。

(2) 担当地区の公害相談受付状況の報告

公害モニターに対し相談があった件数は、総数76件であり、公害種目別内訳は、騒音、振動関係21件、大気汚染関係20件、悪臭関係13件、その他22件となっている。

(3) 公害行政に対する意見の提出

公害行政に対する意見は、総数62件であり、その内訳は、公害モニター制度に関するもの17件、公害行政一般に関するもの10件、大気汚染に関するもの12件、悪臭に関するもの6件、水質汚濁に関するもの3件、騒音・振動に関するもの3件、その他11件であった。

(4) 研修会の開催

公害モニターによる地域公害についての提言を中心に研修会を開催した。